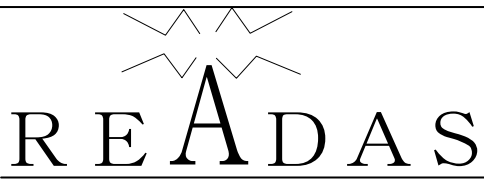


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5788 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月 4日 月曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 法人事業概況説明書の改訂

Q：法人の事業概況書が改訂されるそうですが、どのような点がかわるのですか？

A：次のような点が変わります。

【解説】

法人事業概況説明書は、平成6年に導入されたもので、申告時に申告書と共に提出するものですが、この度、法人の実態を精緻に把握するため、改訂されることになりました。

主な改訂事項は、次の点です。

- ①「法人番号」欄の追加
- ②「自社ホームページの有無」欄の追加
- ③「支店・子会社の状況」欄の見直し
国内と国外に区分し、海外子会社のうち出資割合が50%以上の海外子会社の数や海外子会社の名称や出資割合を記載することとされた。
- ④「電子計算機の利用状況」欄の見直し
「PCの利用状況」と「販売形態」欄に区分され、記載項目の全般が見直しされた。
- ⑤「経理の状況」欄の見直し
「社内監査」欄が追加され、社内監査を実施しているかどうか記入することとなった。
- ⑥「特別利益」「特別損失」欄の追加
主要科目に「特別利益」と「特別損失」の欄が追加された。
新様式は、平成30年4月1日以後終了事業年度から適用することになります。

